

平成30年12月定例教育委員会  
議案説明資料

議案 1件

---

計 1件

番号	第32号	担当	市民協働部 いきがい学習課
議案名	松原市少年自然の家に係る指定管理者の指定について		
説明	<p>松原市少年自然の家については、平成23年度より、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者による管理運営を行っておりますが、平成25年度に指定した現在の指定管理者の指定期間が平成30年度末をもって終了することから、松原市公の施設の指定管理者選定委員会において、平成31年度から3年間の指定管理者候補者の選定を行いました。</p> <p>その結果を受けて、松原市少年自然の家条例第6条第4項に基づき、11月定例教育委員会において、一般財団法人大阪市青少年活動協会を指定管理者候補者として選定いたしました。</p> <p>地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者の指定は同条第6項及び松原市少年自然の家条例第6条第4項の規定により議会の議決を経る必要があるところ、平成30年12月19日に市議会の議決を経たので、教育委員会による指定管理者の指定を行うものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

議案第67号

松原市少年自然の家に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定する。

記

公の施設の名称	松原市少年自然の家「クリエート月ヶ瀬」
指定する団体	所在地 大阪府中央区法円坂1丁目1番35号
	名称 一般財団法人 大阪市青少年活動協会
指定の期間	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成30年11月30日提出 平成30年12月19日原案可決

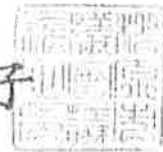
松原市長 澤 井 宏 文

松議第 10 号

本書は議決書原本と相違ない事を証明する

平成30年12月19日

松原市議会議長 三重松 清子



## 地方自治法

発令 　　：昭和22年4月17日法律第67号

最終改正：平成30年7月25日号外法律第78号

改正内容：平成30年6月15日号外法律第53号[平成30年12月1日]

### (公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(指定管理者の指定手続)

第6条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 委員会は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ少年自然の家の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他委員会が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申出書に事業計画書その他委員会が定める書類を添えて委員会に提出しなければならない。

4 委員会は、前項の規定により申出があつたときは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は松原市暴力団排除条例(平成24年条例第36号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないと認め、かつ、次に掲げる基準に該当するものうちから、少年自然の家の設置の目的を最も効果的に達成することができることを認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 少年自然の家を利用しようとするものの平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

(2) 第1条の設置目的にのつとつた管理を効果的かつ効率的に実施できること。

(3) 少年自然の家を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

○松原市少年自然の家条例施行規則

昭和62年4月20日教委規則第3号

(指定管理者の指定等)

- 第3条 委員会は、条例第6条第4項の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定をしたものに対し、松原市少年自然の家指定管理者指定通知書（様式第2号）により通知し、その旨告示するものとする。
- 2 委員会は、条例第8条第2項の規定により、委員会が自らその業務の全部又は一部を行うときは、その旨告示するものとする。